

独立行政法人水資源機構

関西・吉野川支社 吉野川本部

〒760-0018 香川県高松市天神前 10-1

TEL (087) 835-6600 FAX (087) 835-6604

(ホームページアドレス) <http://www.water.go.jp/yoshino/yoshino/>

香川用水管理所 〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井 891-2

TEL (0877) 73-4221 FAX (0877) 73-2649

(ホームページアドレス) <http://www.water.go.jp/yoshino/kagawa/>

池田総合管理所 〒778-0040 徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1

TEL (0883) 72-2050 FAX (0883) 72-0727

(ホームページアドレス) <http://www.water.go.jp/yoshino/ikeda/>

旧吉野川河口堰管理所 〒771-0144 徳島県徳島市川内町榎瀬 841

TEL (088) 665-1435 FAX (088) 665-1374

(ホームページアドレス) <http://www.water.go.jp/yoshino/qyoshino/>

〔組織及び職員数〕

(独立行政法人水資源機構)

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 TEL (048) 600-6500

(ホームページアドレス) <http://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html>

(関西・吉野川支社)

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町 A-12 上町セイワビル TEL 06-6763-5182

吉野川本部

(職員数：11人)

総務課
企画調整課
施設管理課

香川用水管理所

(職員数：16人)

(池田総合管理所)

(職員数：60人)

(旧吉野川河口堰管理所)

(職員数：14人)

(注) () は、香川県外に所在する機関を示す。

設 置 根 拠	吉野川本部 独立行政法人水資源機構組織規程第 52 条 香川用水管理所 独立行政法人水資源機構組織規程第 93 条第 4 項、第 94 条第 1 項 建設所等の設置に関する規程第 2 条、別表第 5 池田総合管理所 独立行政法人水資源機構組織規程第 93 条第 4 項、第 94 条第 1 項 建設所等の設置に関する規程第 2 条、別表第 4 旧吉野川河口堰管理所 独立行政法人水資源機構組織規程第 93 条第 4 項、第 94 条第 1 項 建設所等の設置に関する規程第 2 条、別表第 5
所 掌 事 務	吉野川本部 吉野川水系に係る機構の業務 香川用水管理所 香川用水施設の管理及び災害復旧工事 池田総合管理所 一 早明浦ダム再生工事 二 早明浦ダム、池田ダム、新宮ダム及び富郷ダム並びに高知分水施設の管理及び災害復旧工事 旧吉野川河口堰管理所 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の管理及び災害復旧工事
管 轄 区 域	吉 野 川 本 部：香川県、徳島県、高知県、愛媛県 香 川 用 水 管 理 所：香川県、徳島県 池 田 総 合 管 理 所：徳島県、高知県、愛媛県 旧吉野川河口堰管理所：徳島県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：吉野川本部総務課 TEL (087) 835－6600 (注) 吉野川本部及び下部組織の情報公開及び個人情報保護に係る開示請求等は、上記の窓口で受け付けています。